

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：女性労働者の産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などについて、従業員に対する制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成31年 4月～ ・制度に関するパンフレットの作成・配布、従業員を対象とした研修及び社内メールなどによる全従業員への周知。
・対象者がいるときは、個別に取得を促し、妊娠中・出産後の女性労働者が相談しやすい環境を整備する。
- 平成31年10月～ ・制度の利用状況を確認し、再度メール等により周知を行う。
- 平成32年 3月～ ・前年度の利用実績をまとめ、従業員へ報告。

目標2：男性の子育て目的の休暇および男性の育児休業取得の促進を図る。

<対策>

- 平成31年 4月～ ・制度に関するパンフレットの作成・配布、従業員を対象とした研修及び社内メールなどによる全従業員への周知。
・対象者がいるときは、個別に取得を促し、対象者が相談し易い環境を整備する。
- 平成31年10月～ ・制度の利用状況を確認し、再度メール等により周知を行う。
- 平成32年 3月～ ・前年度の利用実績をまとめ、従業員へ報告。

目標3：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に7%以上取得すること

女性社員・・・取得率を75%以上にする

<対策>

- 平成31年 4月～ ・男性も育児休業を取得できることを周知する為、管理職を対象とした研修および社内メールなどによる全従業員への周知。
- 平成31年 5月～ ・育児休業の取得希望者を対象として個別説明会・相談を実施。